

いじめ防止対策基本方針

平成26年4月

(令和8年4月1日改定)

亀岡市立東輝中学校

1 はじめに

東輝中学校では、つつじヶ丘小学校と南つつじヶ丘小学校と共通の教育目標

- 1 自他を理解し、互いに支え合う児童生徒の育成
- 2 豊かな人間性や社会性を身につけた児童生徒の育成
- 3 物事を深く考え、主体的に学び続ける児童生徒の育成「志の実現」を掲げています。

教職員自らが鋭い人権感覚とそれに係る実践的態度を身に付けて教育活動全体を通じて生徒の人権感覚の醸成を図ります。そして「いじめは絶対に許さない」という強い信念を持ち、いかなる場合も丁寧な事実確認に基づいて毅然と指導を行います。

いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても、いつでも起こり得る」という考えのもとで、かけがえのない命を失いかねないという重大性を認識し、いじめと捉えられる生徒の言葉や態度を見逃さずに指導を行っていきます。また、教職員の言葉や態度についても常にふりかえり行動をしていきます。

すべての生徒が充実した学校生活を送るために、保護者、地域社会と教職員が協働し、いじめの兆候をいち早く把握し、早期発見・早期対応に取り組みます。

2 いじめ防止に係る組織について

『いじめ防止対策推進法』の第22条には、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と記されています。

本校では、校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーによって構成される「いじめ防止対策推進委員会」を組織しています。日頃から自校の教育活動の企画運営に関わる「運営委員会」や、生徒指導上の諸課題に対応するための組織としての「生徒指導部会」及び「教育相談部会」等、既存の組織を柔軟に活用します。必要に応じて、学校評議員、民生委員児童委員や主任児童委員、心理や福祉の専門家など外部の専門家の参加を求めることも状況に応じて判断・対応します。

- (1) いじめ問題対策推進委員会を月1回に開催し、いじめ防止の取組の具体策や生徒の状況について、検討・交流を行います。
- (2) いじめ事象の発生時には、緊急対策会議を開催し、事象に応じて調査班や対応班等を編成し対応します。
- (3) 学校だけの対応にとらわれず、関係諸機関等の連携を行い、早期解決に向けての手立てを積極的に講じます。

3 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの指導と対応については、いじめられている生徒の立場に立って考える必要があります。近年のいじめ事象は、普段仲良く一緒にいる生徒間で発生する例も多く、いじめの発見をより難しくしています。このような状況でも生徒の表情や様子を注意深く観察して、指導と対応を行わなければなりません。

今回の法律では、インターネットを通じて行われるいじめについても言及しています。携帯電話・スマートフォン・パソコン等の情報機器を介して、特定の個人に対して誹謗中傷やSNS内での悪質な仲間外れ等の事象が多く報告されています。一定の秘匿環境にある場所で行われるいじめであることから、保護者や関係機関との連携をより一層深める必要があると考えます。

4 いじめの態様

(1) いじめの種類

ア 心理的苦痛

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・携帯電話・スマートフォン・パソコン等の情報機器で誹謗中傷やいやなことをされる。

イ 物理的苦痛

- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・金品を強要される。

ウ 暴力的苦痛

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

エ その他

※いじめの態様としては、心理的苦痛を与えるものが最も多く報告されています。

※いじめ事象においては、上記のような態様が重複しているものがあります。

(2) いじめ行為に発展する例

ア 人間関係のトラブル

生徒の学校生活は、考え方の違いをはじめとする様々な理由から対立関係ができやすい状況があります。学校は、そういった対立などを解決していくことで、他者を認めることを学んでいく場でもあります。しかし、中にはうまく解決することができず、いじめに発展するケースもあります。

イ 遊びや面白半分

遊びや面白半分の行為の中からいじめに発展するケースが大変多くあります。はじめは、遊びであったものがエスカレートして、集団で1人をからかったり、仲間外れにするといったものです。このようないじめは、同一のグループ内で発生することが多く、加害者側にいじている感覚が薄いことと、被害者側にもいじめられている感覚が薄いことが特徴です。よって、当事者の中から訴えが出にくい場合があることが問題です。楽しく遊んでいるように見えても、その中にいじめが内在しているかもしれないという視点をもって観察することが必要です。

ウ 暴力的・計画的ないじめ

直接暴力的な行為が行われたり、恐喝などの物理的な苦痛を与えたりするいじめは、教職員や保護者に分からないように行われることが多くあります。また、計画的に継続していじめが行われることもあります。

こういったケースでは、いじめられている生徒が恐怖を感じていたり、いじている生徒から口止めされたりしていることがあり、被害が深刻になるまでいじめが判明しないことが多くあります。学校は、このようなケースがいつ起こるかもしれないと考え、日常的に生徒の様子を観察し、その変化をいち早く発見できるようにしなければなりません。また、こういったケースは、単なるいじめ事象ではなく、犯罪や非行行為と捉え、警察等の関係機関と連携をとる必要があります。

5 いじめの未然防止および指導と対応に関する考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るという考えをもとに、いじめが発生してからではなく、発生する前に未然防止の視点も持ちながら指導を行うことを心掛ける必要があります。全ての生徒をいじめに向かわせることなく、人権教育や道徳教育を通して個人を尊重する態度や自他の命を大切にす指導を行い、互いを尊重する心豊かな生徒を育成し、いじめを生み出さない学校を目指します。主ないじめ防止対策として次のような活動や取組を積極的に行います。

- ア 日常的に教職員が「いじめは絶対に許さない」という姿勢を訴えます。
- イ 人権教育、道徳教育を計画的に行い、心豊かな生徒を育成します。
- ウ 教育相談体制を強化し、面談等を定期的の実施します。
- エ 生徒会活動及び部活動を活性化し、生徒がいじめ解消に取り組む環境を整備します。
- オ 生徒に自己有用感や達成感を味わわせる取組を実施します。
- カ 教職員が鋭い人権感覚を身に付け、指導力を高める研修を実施します。
- キ 学校と地域社会、家庭が生徒に対していじめ防止の啓発を実施します。
- ク いじめ防止やインターネット等に介在する問題行動、非行等の内容を取り上げPTAにも啓発していきます。
- ケ 生徒及び保護者を対象に情報モラルについての研修を行い、親子が一緒に考える機会を作ります。

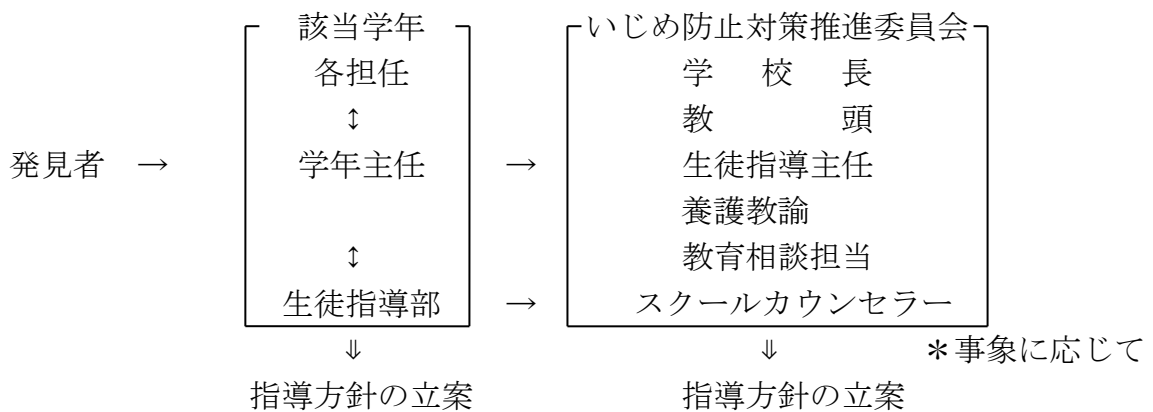
コ 携帯電話・スマートフォン・パソコン等の情報機器の使用に関して、家庭でのルール作りを推奨します。

(2) 早期発見

いじめの早期発見は、いじめ事象の指導を行うに当たって大変重要です。しかし、学年が上がるにつれ潜在化し、表面に現れにくくなります。学校は、早期発見に向けて積極的に取組を進めます。

- ア 生徒と共有できる空間と時間の確保に努めます。
- イ 教職員一人一人の違った視点と豊かな感性により、生徒の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係などを観察し、生徒のサインを見落とさないようにします。
- ウ 担任を中心に、個人ノートや連絡帳等を活用して生徒理解に努めます。
- エ 定期的に二者面談やアンケート調査を行い、速やかに対応をすることで早期解消に努めます。

上記ア～エを中心とした手立ての中で、いじめの事実及びいじめに発展する可能性が感じられる事象が発見された場合には、次のような連携体制を基本として指導方針を立てます。



(3) 家庭や地域との緊密な連携による情報共有

- ア 気になることは早い段階で家庭連絡を行うとともに、家庭からの情報を得やすいように、家庭と緊密な連携を図ります。
- イ 地域で生徒のトラブルやいじめ又はその疑いのある状況を発見した場合は、学校にすぐに情報提供してもらえるように、日頃から地域との連携の深化に努めます。

(4) いじめられている生徒への指導

いじめ防止対策推進法第23条2項に基づき、いじめの事実が確認された場合には、教職員はいかなる場合でもいじめられている生徒の側に立った指導を行わなければなりません。教職員は、いじめられている生徒やいじめ情報を大人に報告した生徒に対して、徹底的に守るという姿勢を明確に示し、迅速で丁寧な指導を実施します。

<基本的な姿勢>

- ア いじめられている生徒の立場に立ちます。
- イ いじめの状況を把握し、いじめられている生徒の安全確保を最優先します。
- ウ 緊密な家庭連携により生徒をしっかり見守ります。
- エ いじめが解消した後も、いじめの再発防止のために、組織的な観察を継続します。
- オ カウンセリングマインドをもって、いじめられている生徒のペースに合わせて事実確認を行います。
- カ いじめられている生徒の思いをしっかり受け止め、指導と対応を充実させます。

(5) いじめている生徒への指導

いじめの指導を行う際に「いじめられている側にも問題がある」というような考えで指導にあたってはなりません。なぜなら、いかなる原因があろうとも、その原因をもとに人をいじめてもよいという理由にはならないからです。

この考えのもと、徹底した事実確認に基づいていじめ行為が認められる生徒に対しては毅然と適切な指導を行う必要があります。

- ア いじめを止めさせ、いじめられている生徒の安全を確保します。
- イ 事実確認に基づいたいじめ行為の有無を明確にして自分の行為がいじめであることを正しく認識させます。
- ウ いじめは、決して許すことができない問題であることを毅然と理解させます。
- エ いじめは、いかなる理由があっても認められないことを指導します。
- オ いじめている生徒にいじめに対する責任の取り方を考えさせます。
- カ 自らの学校生活や友達関係の在り方を反省させ、今後の自分の行動について考えさせます。
- キ いじめている生徒の内面を深く掘り下げ、なぜいじめを行ったのか、当該生徒が抱えている問題を聞きだし、心の成長を促します。

(6) 保護者連携

学校でのいじめ問題に対する指導と対応の方針や計画については、日頃から積極的に情報発信を行い、保護者の理解と協力を求めるよう努めます。また、いじめが発生した場合には、以下の点に注意して指導と対応を進めます。

- ア いじめの事実が把握できた段階から、適切に保護者連携を行い、学校の指導と対応について説明します。
- イ 迅速で丁寧な連携を心掛け、不安や悩みを軽減できるように努めます。
- ウ いじめられた生徒といじめた生徒双方の保護者の気持ちに配慮しながら指導と対応を進めます。
- エ いじめられた生徒の保護者の心痛の解決に努めます。

(7) 学級への指導

いじめ事象の指導は、いじめている生徒に毅然と適切に指導することはもちろんですが、それだけでは不十分だと考えます。いじめ事象が発生した際に、周囲でその行

為を助長した者（観衆）や、いじめが起こっているのに傍観していた者についても、同様に指導を行わなければ、第2第3のいじめ事象に繋がりがねないからです。

<基本的な姿勢>

- ア 全ての生徒に、いじめは絶対に許すことのできないことを毅然かつ明確に指導をします。
- イ 観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同様であることを理解させます。
- ウ いじめをなくす活動を、生徒が自ら取り組むように指導します。
- エ いじめを抑止する学級集団づくりに努めます。

○観衆（いじめを助長する存在）

- A いじめがおもしろいと思っている。
- B いじめられている生徒への不快感を持っている。
- C 自分も仲間外れにされるのではないかと怖がっている。

○傍観者（いじめを支持する存在）

- A 無関心な生徒
 - ・人間関係や人との関わりに無関心で、自分の関心があるものにしか気が向かない。
 - ・周りでひどいことが行われていても、関わらず勝手なことをする。
- B 葛藤している生徒
 - ・正義感があるが、いじめを抑止する勇気がない。
 - ・次は自分かもしれないという不安を抱えている。

<指導上の注意点>

- ア いじめを助長したり、抑えたりするのは、周りにいる人たちの態度によるところが大きいことを理解させます。
- イ 観衆や傍観者も加害者と同様であることを自覚させます。
- ウ 全校集会や学年集会、学級指導等のいろいろな指導の機会を設定して、いじめられている生徒にも問題があるという考えは許されないということや、いけないことをいけないと言えることの大切さを徹底して指導します。
- エ 当事者を傷付けないよう配慮しながら、実際にあった具体的な事例をもとに未然防止の視点も踏まえた指導をします。
- オ いじめられている側の子の心の痛みや苦しみを理解させます。
- カ いじめを止められなかった自分たちの行動について考えさせます。
- キ 相手の気持ちや、立場を思いやる心を育てる指導を工夫改善します。
- ク 道徳の授業を通して、命を大切にすることを指導など心の教育を徹底させます。

(8) 地域や関係機関との連携

いじめは、誰にでも、どの学校にも起こり得る問題です。また、自分や自分の関係者が、加害者にも被害者にもなるかも知れないことを理解しなければなりません。

学校は、いじめの指導と対応の方針や計画について、積極的に情報発信に努めます。また、いじめ防止等の取組について、PTAや地域の方々の協力をお願いしたいと考えています。

- ア PTAや地域の方々とは、様々な機会に意見や情報の交流を図れるようにします。また、いじめ問題に対する指導と対応の方針や計画については、積極的な情報発信に努めます。
- イ 学校だけで解決することが困難な状況が起こった場合には、警察や家庭支援総合センターなどの関係機関との連携も積極的に行い、早期の解決を目指します。

6 警察等関係機関との連携

平成24年11月2日付初等中等教育局長通知「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について」において、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要であること、また、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要であると周知されました。また、平成25年5月16日付初等中等教育局長通知「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について」では、どのようなケースがどんな犯罪行為に該当するのかが示されました。これを受けて学校は、いじめ事象の発生時に関係機関との連携を図ることが必要になり、教育委員会との連携を含め、亀岡警察署や京都府家庭支援総合センターなどの関係機関と早期に連携して対応にあたります。

また、平成30年3月9日に「亀岡市教育委員会と京都府警察本部との間の児童生徒の健全育成に関する協定書」が締結されました。その内容を遵守し、一層のいじめ防止に向けた取組の充実を図ります。尚、協定書条文（抜粋）は以下のとおり。

<目的>

市内の小・中・義務教育学校の児童生徒を対象に、学校と警察とが相互に児童生徒の問題行動に係る情報を提供し、緊密に連携して指導に活用することにより、児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的とする。

<協定内容>

◎警察から学校への連絡対象事案

逮捕事案をはじめとして、協定書第4条第1項第1号アからカに掲げる事案で、そのうちオの「犯罪等の被害者で学校との連携及び継続的な支援が必要と認められる事案」については、原則児童生徒本人及びその保護者に同意を得ることとし、それ以外については、児童生徒本人及びその保護者に、警察から学校へ連絡する旨及びその理由を説明した上で、警察から学校へ連絡する。

◎学校から警察への連絡対象事案

児童生徒の非行、犯罪被害の未然防止のため、又は学校内外における児童生徒の安全確保のため、警察との連携が必要と認められる事案で、原則児童生徒本人及びその保護者に同意を得て、学校から警察へ連絡する。

「亀岡市教育委員会と京都府警察本部との間の児童生徒の健全育成に関する協定書」抜粋

7 校内研修について

- (1) 本校では教職員の年間研修計画を策定し、いじめ問題の認識や指導力を高める研修を充実させます。
- (2) 事例研究を行い、子どもからの訴えを見逃さないような視点の持ち方の研修をします。
- (3) スクールカウンセラーの協力を得ながら、カウンセリングマインドを持った生徒指導の研修を行い、より相談体制の強化を図ります。
- (4) 生徒理解を深める研修を行い、学級経営に役立てます。